

令和6年度 海老名市指導監査実施方針及び指導監査重点事項について

1 指導監査実施方針

社会福祉法の趣旨を踏まえ、市所管の社会福祉法人の適正な運営確保と福祉サービスが必要とする利用者が安心して適正なサービスを受けることができるよう、効率的かつ継続的な指導監査を実施します。

(1) 定期指導監査の実施

原則3年に1回の実地監査をします。

(2) 臨時指導監査の実施

定期的な指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に実地監査を実施します。

(3) 特別指導監査の実施

利用者に対する権利侵害が認められる場合や、犯罪行為、法律・基準・定款に著しい違反が認められるなど運営等に重大な問題を有する法人に対して、特別に実地監査を実施します。

2 指導監査重点事項

(1) 人権侵害等の防止に向けた取組み

- ・虐待防止に係る具体的かつ効果的な取組みがされているか。
- ・身体的拘束等の廃止に向けた取組みがされているか。
- ・苦情解決体制の充実と徹底、第三者委員の積極的な活用がされているか。
- ・事故防止、事故への適切な対応及び再発防止対策への取組みがされているか。

(2) 防災・防犯対策・感染症対策

- ・実態に応じた防災計画の見直し、非常災害対策計画に基づく避難訓練の実施状況、災害発生時の地域との連携が適切であるか。
- ・施設の実情に応じた防犯体制の見直し状況、地域関係機関との連携が適切であるか。
- ・業務継続計画の取組みがされているか。
- ・感染症発生及びまん延の防止等に関する取組みがされているか。

(3) 地域等との連携

- ・施設の運営に当たっての地域住民や地域交流の取組みがされているか。
- ・サービス事業所等との連携が適切であるか。

(4) 法人運営体制の確保状況

- ・評議員、評議員会について適切であるか。
- ・役員、理事会について適切であるか。
- ・理事長への委任等が適切であるか。
- ・稟義書について適切であるか。
- ・現金管理について
- ・契約方法に関する事項について適切であるか。